

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
260620016	26年5月9日	26年5月30日	26年6月20日		政府の物品・資材調達において競り下げ方式による公共入札制度について、中小・小規模事業者への影響を検証し、見直すこと。	日本商工会議所	内閣官房	平成23年3月から開始した競り下げの試行については、平成25年5月にその検証結果を取りまとめ公表しており、これを踏まえ、競り下げについては、各府省庁において中小企業事業者への影響等にも配慮して、個別案件の状況に応じて実施の適否を判断することとしています。		事実誤認		
260711026	25年10月16日	25年12月6日	26年7月11日		生活保護受給資格の標準化 [要望の具体的内容] 生活保護法第29条に基づく、福祉事務所等が金融機関に対して行う資産状況に関する照会の様式を、全国統一のフォームに策定すべきである。また電子的調査の照会および返答が可能とすべきである。 <規制の現状と要望理由等> <規制の現状> ・生活保護法第29条に基づく、福祉事務所等が金融機関に対して行う資産状況に関する照会の様式は、各自治体が生保護法施行細則において定めているもの、一様ではなく、各自治体ごとの様式となっている。また紙媒体による回答となっている。 ・各金融機関では、自治体ごとに照会に対する回答様式が異なることから、照元会社への様式に合わせて報告しなければならず、大きな負担となっている。 ・要望が実現した場合の効果> ・照会を標準的かつ電子的に行うことで、各自治体から、金融機関に照会をかけることができ、より正確な資格照会を実施できる。 ・照会に係る民間事業者の負担を軽減できる。 ・なお、電子的照会に関しては、将来、社会保障・税番号制度の情報提供ネットワークシステムを活用して福祉事務所等が金融機関に生活保護法第29条に基づく照会を行えるようにすることも考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 金融庁 厚生労働省	保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができます。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第14号、第19条第7号、第19条第9号、第19条第10号、第19条第11号、生活保護法第29条	【内閣官房】 検討を予定 【厚生労働省】 検討に着手	【内閣官房】 特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることについては、番号法附則第6条第1項において、番号法の施行後3年を別途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとされており、電子的照会に関して、将来、社会保障・税番号制度の情報提供ネットワークシステムを活用して福祉事務所等が金融機関に生活保護法第29条に基づく照会を行えるようにすることについても、必要があると認められれば法律に基づき適切に対応したいと考えております。 【厚生労働省】 [照会様式の統一化等] 生活保護の決定・実施に関わる取引照会について、金融機関及び地方自治体に対してとアリアリングを行った上、(i)以下の統一化について検討し、必要な措置を講じ、周知することとします。 (ii)また、周知後には定期的にフォローアップを行うこととします。 照会文書の依頼事項に関する用語 照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上) [照会手続の電子化] 利便性の高い電子行政サービスの観点から、生活保護の決定・実施に関わる取引照会の双方のオンライン化について、金融機関に対するとアリアリングを行った上で検討し、結論を得ることとします。	
270220014	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日		政府の情報システム調達の改善 (1)を画一的に実施することは調達リスクを高め支出の無駄を生む。調達機会の増大に資する方策だが、案件の性質を踏まえ、慎重に実施すべきである。(2)及び(5)は事業者の健全な経営に影響を及ぼすため改善すべきである。また、(2)に記載の上限がないために、企業は万が一の場合のリスクを見積もる必要がある。結果として国家予算の無駄遣いとなる。(3)で知財を企業側が活用できれば、我が国企業の国際競争力向上に貢献することとなり、「根拠3」の趣旨に合致する。(4)では、企業の競争力に影響を与えるような情報の開示を求めることは、一般的な取引上の通念からも適切ではない。国際的に見ても、「根拠2」に記載する情報を求める旨はないと理解している。 <要望理由> ・調達の質を高め、IT産業育成にも大いに貢献する。これらの制約は我が国固有のものであり、海外と比較しても特異で厳しい。改善が進めば、国際的に整合する競争環境が整うと考える。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	政府情報システムの効率的かつ効果的な整備及び管理を行うため、その調達については、会計法令等に沿った運用上のルールを取り決め、その改善を図ってきたところですが、 以下のうち、 (1)入札制限につきましては、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により分離調達を推進してきており、要件定義等の工程支援に携わった事業者等については当該要件定義等の対象となる調達案件に係る入札への参加を制限しております。 (2)損害賠償の上限設定につきましても、同基本指針におきまして、損害賠償範囲の限度を設定するよう規定しております。 (3)知的財産権の帰属につきまして、産業技術力強化法第19条は、国の委託事業が広く含まれるものであり、政府における情報システムについても対象となります。また、同法の徹底化を図る取組の一環として、平成26年12月3日、情報システムの企画段階から調達、運用等に至る一連の過程を通じた共通ルールである「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」が、内閣官房が庶務を処理する各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において決定され、知的財産権については受注者側に帰属することが原則である旨明示しています。 (4)再委託に伴う情報開示の緩和につきまして、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計2017号)において、システムの開発等を委託する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、委託契約の相手方から、再委託に関する書面を提出頂き、再委託を行う合理的理由等について審査し、適当と認められる場合に承認を行うこととしています。 (5)契約に基づき作業に対する中間支払いの促進につきまして、契約により、製造についての請負契約に係る既済部分に対し、その完済前に代金の一部を支払う必要がある場合には、その既済部分に対する代金の10分の8まで、また、性質上不可欠の製造についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代金の全額まで支払うことができます。	(3)について 産業技術力強化法第19条 (4)について 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計2017号) (5)について 予算決算及び会計令第101条の10	【(1)、(2)、(3)及び(5)について、現行制度下で対応可能 (4)について、対応不可	政府情報システムに係る調達の改善につきましては、今後も引き続き推進することとしております。このうち、 (1)入札制限について 現行の基本指針に基づく分離調達の取組みを見直し、来年度から施行される新たな「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、形式的な分離調達に陥らないよう、府省間での共有による取組を進めていく予定です。 (2)損害賠償の上限設定について 損害賠償責任の明確化の取組を引き続き進めていくため、現行の基本指針と同様、新たなガイドラインにも損害賠償範囲の限度を設定するよう規定しているとともに、契約書等における具体的な設定内容の例を府省間で共有出来るようにするなどの取組を進めていく予定です。 (3)知的財産権の帰属について 左記の通り、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」が決定され、平成27年4月1日から施行されます。今後、ガイドラインについては、本ガイドラインに則り、各府省において適切に運用がなされるものと考えます。 (4)再委託に伴う情報開示の緩和について 不適切な再委託により効率性が損なわれないか、契約金額を確認することで再委託を行う合理的理由等を審査しており、適正な履行を確保するため、提出頂くを得ないかと考えています。 (5)契約に基づき作業に対する中間支払いの促進について 制度の現状のとおり、完済前に代金の一部を支払う必要がある場合には、契約により明らかとした上で、支払うことができます。よって、契約を行う各府省庁において、適切に運用すべき事項となります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
270220016	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化	<p>行政機関等は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている。(ある生命保険会社では平成24年度に約100万件の税務関連の照会を受けている。)生命保険会社はこのような行政機関等からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関等に対する回答を行っている。</p> <p>行政機関等からの照会文書の様式の統一、及び電子化が図られれば、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を旨目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。例えば、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関等における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。</p> <p>また、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関等が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援を早められる可能性が見込まれる。</p> <p>(なお、警察庁との間では7月に様式の統一を実施済みであり、国税庁、厚生労働省との間では様式の統一に向けて検討を進めている状況)</p> <p>番号法では、制度を導入することにより、行政事務の効率化を図る効果が期待されている。税務署・福祉事務所からの照会には社会保障・税分野に係る行政事務にあたるが、行政機関等が個人番号を利用した照会を実施し、生命保険会社が個人番号を利用した名寄せを行うことができれば、一層正確かつ迅速な事務を実現することができる。</p>	(一社)生命保険協会	内閣府 厚生労働省 総務省 財務省 厚生労働省	<p>【内閣官房】 番号法では、個人番号の利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています(第9条)。また、特定個人情報の提供を原則禁止とし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを復用しての提供など、番号法に規定するもの限り可能としています(第19条)。</p> <p>【警察庁】 現在、警察においては、捜査の過程で、保険契約の有無・内容(契約日、保険種類、保険金額等)等について、法令に基づき捜査関係事項照会書を送付し、関係生命保険会社に対し照会を実施しています。</p> <p>【総務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット(用語・書式など)及び取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられています。</p> <p>【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。</p> <p>その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】 生活保護の決定・実施等のために必要があると認められる場合には、生命保険会社等に対して保険契約の有無・保険内容等について書面による照会を実施しております。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条</p> <p>刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項</p> <p>国税徴収法第141条、国税犯取罰法第3条第3項</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)第26条</p>	<p>【内閣官房】 現行制度下で対応可能</p> <p>【警察庁】 その他</p> <p>【総務省】 検討に着手</p> <p>【財務省】 照会様式の統一化等について対応</p> <p>【厚生労働省】 照会様式の統一化等について対応</p>	<p>【内閣官房】 税務署・福祉事務所による生命保険会社に対する照会に個人番号を利用する場合には、個人契約者が当該生命保険会社に保険契約を有しており、当該保険契約が当該契約者の個人番号と紐づけられていること、当該保険契約と個人番号が紐づけられていることが、税務署・福祉事務所の側で把握できていること、が必要となります。 (保険契約が無い場合や個人番号と紐づけされていない保険契約について個人番号付きで照会を行った場合、個人番号(特定個人情報)の漏入いとなるため。)及び、が確保されていれば、現行法令の改正を行わずとも個人番号を利用した照会は可能であると考えます。</p> <p>【内閣官房】 現行制度下で対応可能</p> <p>【警察庁】 照会の電子化を行う場合、高度なセキュリティ対策が必要になる</p> <p>【総務省】 現状の警察からの照会件数であれば、電子化するよりも、現在のFAXを使用した照会方法の方が効率的である</p> <p>【財務省】 照会文書の依頼事項に関する用語</p> <p>【厚生労働省】 照会様式の統一化等について対応</p> <p>【警察庁】 照会の内容及び照会文書の様式については、平成26年度中に生命保険協会等と協議を行い、様式の統一について合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。</p> <p>【厚生労働省】 照会様式の統一化等</p> <p>照会の内容及び照会文書の様式については、平成26年度中に生命保険協会等と協議を行い、様式の統一について合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。</p> <p>【警察庁】 照会様式の統一化等</p> <p>照会の内容及び照会文書の様式については、平成26年度中に生命保険協会等と協議を行い、様式の統一について合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。</p> <p>【厚生労働省】 照会様式の統一化等</p> <p>照会の内容及び照会文書の様式については、平成26年度中に生命保険協会等と協議を行い、様式の統一について合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。</p>